

# 復興公営住宅の優先順位とコミュニティ入居の入居募集を開始します

●申込期間 平成 25 年 10 月 21 日（月）～11 月 1 日（金）

●「入居募集のご案内」

申込期間に市役所本庁舎 1 階市民のへや、区役所案内窓口、総合支所、証明発行センター、各区中央市民センターなどで配布します。

●申し込み方法

① 優先順位

裏面に記載の住宅から最大第 3 希望まで選び、「入居募集のご案内」に添付の申込書を優先順位申込専用封筒で 11 月 1 日まで郵送（消印有効）で復興公営住宅室へ

★入居者決定方法

申込み多数の場合は、住宅困窮度のポイントにて決定。同点の場合は抽選にて決定。

② コミュニティ入居

裏面に記載の住宅から 1 住宅を選び、「入居募集のご案内」に添付の申込書をコミュニティ入居申込専用封筒で 11 月 1 日まで郵送（消印有効）で復興公営住宅室へ

★入居者決定方法

コミュニティの内容等により選考にて決定。

●記入の相談会

復興公営住宅室（市役所本庁舎 7 階）において、随時相談を受け付けていますが、申込期間中の平日 14:00～19:00 に、市役所二日町第三仮庁舎（青葉区二日町 12-26 カメイ勾当台ビル）1 階で記入の相談会を実施します。

●申し込みできる方＝次の条件を満たす方が申し込めます。

（共通事項）

①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた（り災証明が必要です）

震災時に居住していた持家または賃貸住宅が、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方

（ア）全壊、全焼、全流出した

（イ）大規模半壊または半壊の住宅を取り壊した場合、または取り壊すことが確実である場合

（ウ）住宅の所在地が東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示区域となった

②現在住宅に困っている

③暴力団員でない方（同居予定者を含む）

（区分ごとの条件）

申し込み区分	申込みができる世帯
優先順位	満 70 歳以上のみの世帯（平成 25 年 11 月 1 日現在）
	中度以上の障害（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A・B、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）がある方がいる世帯
	中学生以下の子を扶養するひとり親世帯（平成 25 年 11 月 1 日現在）
コミュニティ入居	震災前や仮設住宅等でのコミュニティのまとまりで入居したい世帯（5 世帯以上）

●入居募集の住宅

住宅名	所在地	タイプ別戸数					構造	合計 (戸)
		2K	3K	4K	4DK	車いす		
上原	青葉区愛子中央三丁目	9	8	6	3	1 (2DK)	3階建	27
田子西	宮城野区田子字田子西	52	51	47	20	6	5階建 (一部4階建)	176
荒井東 (第1期)	若林区荒井字広瀬東	74	61	40	20	2	11階建	197
若林西	若林区若林二丁目	47	40	45	16	4	7階建	152
芦の口	太白区芦の口	-	-	-	39	-	5階建	39
鹿野	太白区鹿野本町	20	18	20	10	2	3階建	70

※住宅の戸数は全体の戸数です。募集戸数は、優先入居の入居者決定後、一般抽選の戸数を勘案した上で決まりますので、この戸数よりも少なくなります。

※芦の口住宅には、エレベーターはありません。

※上原住宅以外は、ペットと一緒に入居できる住宅があります。

◆募集戸数や家賃、入居資格などについては、「入居募集のご案内」をご覧ください。

◆なお、一般抽選での申し込みは11月29日から12月20日の期間で募集を行います。

詳細については、11月末日頃に発行予定の復興定期便でお知らせする予定です。

<お問い合わせ先>

仙台市都市整備局公共建築部復興公営住宅室

〒980-8671

仙台市国分町三丁目7番1号

電話：022(214)8333

FAX：022(268)2963